

令和7年度から入園される皆様へ

幼稚園利用のための 申請手続きのご案内

【問い合わせ先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市 保育課 保育係
(小田原市役所 5 階・赤通路)
TEL : 0465-33-1451

小田原市保育課から、幼稚園のご入園に当たり、必要な申請手続きについてご案内します。
皆様の入園される幼稚園は「**私学助成幼稚園**」です。
私学助成幼稚園に入園する場合には、市へ認定申請の手続きを行うことで利用料に対しての給付を受けることができます。

詳細は P.2

給付①

お子様が満3歳以上であれば全員対象となるもの

→幼児教育（基本教育課程）の月額利用料に対する給付
月額25,700円まで

詳細は P.3～

給付②

保育を必要とする事由がある場合に対象となるもの

→預かり保育などの利用料に対する給付

①満3歳になってから最初の3月31日を経過しているお子様

→給付上限額 11,300円（※1）

② ①以外の満3歳児で、住民税非課税世帯（※2）のお子様

→給付上限額 16,300円（※1）

※1 上限額は、預かり保育とその他のサービスとを合わせてこの額です。

※2 非課税判定は、4～8月分は前年度の住民税、9～3月分は当年度の住民税で行います。

提出書類

提出用封筒に入れてのり付けで閉じて幼稚園に提出してください。
※ポストに投かんしないこと。

給付①のみ
に該当する方

子育てのための施設等利用給付認定申請書
(法第30条の4 第1号)

どちらか
一方を提出

給付①と②の両方
に該当する方

●子育てのための施設等利用給付認定申請書
(法第30条の4 第2号・第3号)

●保護者の保育を必要とする事由を証明する書類(4～5ページ参照)
※ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方の書類が必要です。

申請日（保育課收受日）より前に遡っての認定は原則いたしません。ご注意ください。

幼児教育の 利用料への給付

私学助成幼稚園の利用料は、それぞれの幼稚園で定めています。
その利用料に対して、市から認定を受けたお子様の分は、市から給付を行います。

対象になるお子様の年齢

満3歳以上のお子様

給付の上限額

月額25,700円まで

※この額を超える分は保護者負担です。

給付を受けるための条件

私学助成幼稚園を利用しているお子様の保護者

給付の対象外となるもの

実費として徴収されている費用
(通園送迎費、給食食材料費、行事費など)

給付の実施方法

市から幼稚園に給付対象者の分の給付金を支払います。
(保護者に代わって幼稚園が受け取る「代理受領」)

入園料の取り扱い

入園料の支払い初年度に限り、月額保育料が25,700円を下回る幼稚園については、月額利用料と給付上限額の差額分に入園料の分を充てることができます。

※詳しい計算方法※

- ①入園料の金額を入園初年度の在籍月数で割る。
- ②「月額利用料と給付上限額との差額」と「①で出た金額」を比較して低い方が入園料に充てられる給付額となる。

(例) 入園料が100,000円、月額利用料が23,000円、今年度12か月在籍の場合

①100,000円÷12か月＝8,330円

②25,700円－23,000円＝2,700円

③8,330円＞2,700円なので、入園料に充てられる金額は「月額2,700円」

月額利用料のお支払い

- 利用料が月額25,700円以下の幼稚園
→お支払い不要
- 利用料が月額25,701円以上の幼稚園
→差額分を幼稚園に支払い

入園料のお支払い

- 一旦、幼稚園に全額お支払いいただきます。
- 年度末で在籍月数が確定したら、入園料分の給付金を、幼稚園から支払います。(年度途中退園の場合は退園時)
※市が幼稚園に給付金をお支払いし、幼稚園から保護者にお支払いをします。
※市外の幼稚園では支払い方法について、取り扱いが異なる場合があります。

預かり保育などの 利用料への給付

この給付の対象は次のサービスの利用料です。

A 在園している幼稚園での預かり保育

B その他のサービス（認可外保育施設等）

※Bの給付は幼稚園の開園日数によっては対象外となります。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外です。

対象になるお子様の年齢と給付上限額

①満3歳になってから最初の3月31日を経過しているお子様

→給付上限額 11,300円（※1）

② ①以外の満3歳児で、住民税非課税世帯（※2）のお子様

→給付上限額 16,300円（※1）

※1 給付上限額は、幼稚園での預かり保育とその他のサービスを合わせた上限額です。

※2 非課税判定は、4～8月分は前年度の住民税、9～3月分は当年度の住民税で行います。

①②のどちらにも
該当しないお子様
は対象外です。

給付を受けるための条件

4、5ページに記載された保育を必要とする事由のいずれかに保護者が該当していること。
（ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方が該当していることが必要です。）
認定期間中が給付の対象となります。

幼稚園預かり保育の支給額計算方法

（1）預かり利用日数×日額単価（450円※）で月毎に個人別で支給限度額を計算します。

（支給限度額の上限は11,300円または16,300円）

（2）算出された支給限度額と実際に支払った利用実績額を比較して低い方を支給額とします。

※計算で使用する計算式・単価は、全施設統一です。

※実際の利用料金の設定は園ごとに異なります。

＜例＞1時間100円の預かり保育を、1か月に20日間（1日3時間）利用した場合

・各月支給限度額 450円×20日＝9,000円

・各月利用実績額 100円×3時間×20日＝6,000円

→ 9,000円＞6,000円のため6,000円を支給

その他のサービスを利用（認可外保育施設など）の併用

次のいずれかに該当する幼稚園に通う子どもが給付の対象になります。

①基本の教育時間を含む平日の預かりの提供時間が8時間未満

②開所日数が年間200日未満

その他のサービスに該当するもので市による給付対象施設の確認が取れたものが対象です。

・認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）

・一時預かり事業

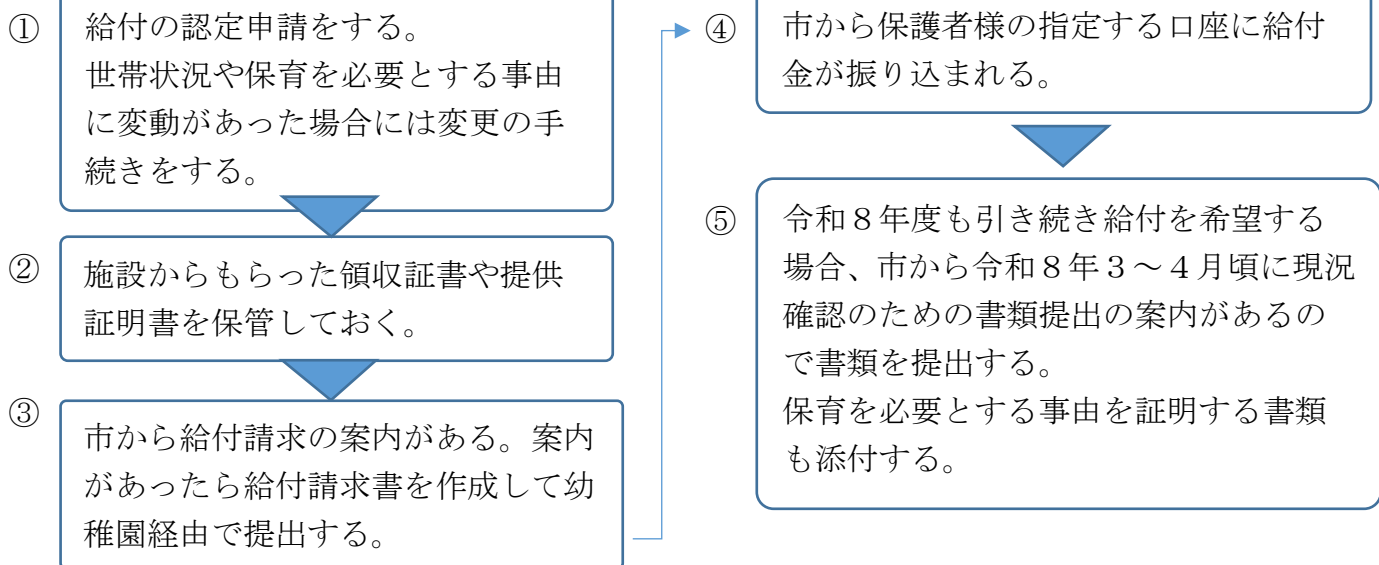
・病児・病後児保育事業

・ファミリー・サポート・センター（支援会員が所定の研修を受講していることが条件）

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみの利用は対象外

※その他のサービスの入園料・登録料は対象外

子育てのための施設等利用給付（預かり保育など）を受け取るまでの流れ



保育を必要とする事由ごとの添付書類

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
①就労している場合 (一月15日以上かつ60時間以上の就労が最低基準)	左記の基準で就労している期間。 基準を満たさなくなった場合や、退職した場合は認定を終了します。	就労証明書 ※小田原市指定の様式で提出すること。 ※様式は幼稚園でも配布しています。 ※指定様式以外のものは原則受付しておりません。	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、 <u>発行日から3か月以内</u> のものを提出してください。 ●勤務先が自営業又は事業主が親族(就労者本人を含む)、農業、漁業に従事している場合、 <u>自営を証明する書類(営業許可証、開業届等)または収入を証明する書類(確定申告書、源泉徴収票等)が必要です</u> 。証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●育児休業からの復帰の際に申請する場合には、復帰日の属する月の1日から就労として認定可能です。
②妊娠中や、出産後間もない場合	出産(予定)日を基準として産前産後8週の属する月の期間	母子健康手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	病気やけがなどの事由により認定申請する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ認定を受けることができます。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	診断書 または 障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
④親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	病人の看護等の事由により認定申請する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ認定を受けることができます。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	看護等を必要とする方の診断書 または 障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	●診断書には、「看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
⑤求職活動をしている場合	3 か月間	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。 ●就労証明書は小田原市指定のものを利用してください。幼稚園でも用意してあります。
⑥就学をしている場合 (職業訓練校などでの職業訓練を含む)	就学している期間のみ認定を受けることができます。卒業した場合や休退学をした場合は認定を終了します。	・在学証明書 ・就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間(時間割)の分かる書類を提出してください。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあっている場合		り災証明書	
⑧その他			

給食費 について

給食の提供がある幼稚園の場合

- 給食費については幼稚園の設定した金額を、保護者様が園へ直接支払い。
- ただし、給食費のうち「副食費(※1)」にあたる料金分は、年収約360万円未満(※2)の世帯のお子様および第3子以降(※3)のお子様について、市から補助金が交付されます。
- 補助金の交付を受けるためには申請が必要です。
市からの補助金申請の案内をご確認ください。(現在準備中)
 ※1…給食のおかず、おやつ、牛乳やお茶代など
 ※2…住民税の税額に応じて所得判定します。
 ※3…小学校就学前の子どもで保育所などに入所している子どもで算定